

秋田県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。
 令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

森林の所在場所					全 面 積		保安林面積 実 測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メートル)	実 測 (ヘクタール)				
潟上市		天王	浜山	3番2	3,140	0.3140	0.3140	0.3140	風害の 防備	指 定 理 由 の 消 滅
潟上市		天王	浜山	3番3	3,033	0.3033	0.3033	0.3033		
潟上市		天王	浜山	3番4	3,021	0.3021	0.3021	0.3021		
潟上市		天王	下浜山	1番2	2,890	0.2890	0.2890	0.2890		
潟上市		天王	下浜山	11番12	3,121	0.3121	0.3121	0.3121		
潟上市		天王	下浜山	11番13	3,094	0.3094	0.3094	0.3094		
潟上市		天王	下浜山	11番14	98	0.0098	0.0098	0.0098		
潟上市		天王	下浜山	80番2	2,974	0.2974	0.2974	0.2974		
潟上市		天王	下浜山	80番3	3,207	0.3207	0.3207	0.3207		
潟上市		天王	下浜山	80番4	3,087	0.3087	0.3087	0.3087		
潟上市		天王	下浜山	80番5	3,580	0.3580	0.3580	0.3580		

(関係図面は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課、秋田県秋田地域振興局農林部及び潟上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。
 令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

森林の所在場所					全 面 積		保安林面積 実 測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メートル)	実 測 (ヘクタール)				
潟上市		天王	浜山	3番1	204,028	20.4028	20.4028	0.9354	公衆の 保健	指 定 理 由 の 消 滅
潟上市		天王	浜山	3番2	3,140	0.3140	0.3140	0.3140		
潟上市		天王	浜山	3番3	3,033	0.3033	0.3033	0.3033		
潟上市		天王	浜山	3番4	3,021	0.3021	0.3021	0.3021		
潟上市		天王	下浜山	1番1	228,791	22.8791	22.8791	0.2404		
潟上市		天王	下浜山	1番2	2,890	0.2890	0.2890	0.2890		
潟上市		天王	下浜山	11番7	92,665	9.2665	9.2665	0.4882		
潟上市		天王	下浜山	11番12	3,121	0.3121	0.3121	0.3121		
潟上市		天王	下浜山	11番13	3,094	0.3094	0.3094	0.3094		
潟上市		天王	下浜山	11番14	98	0.0098	0.0098	0.0098		
潟上市		天王	下浜山	80番2	2,974	0.2974	0.2974	0.2974		

潟上市	天王	下浜山	80番3	3,207	0.3207	0.3207	0.3207		
潟上市	天王	下浜山	80番4	3,087	0.3087	0.3087	0.3087		
潟上市	天王	下浜山	80番5	3,580	0.3580	0.3580	0.3580		

(関係図面は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課、秋田県秋田地域振興局農林部及び潟上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

森林の所在場所					全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の 目的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メ ートル)	実測 (ヘクタ ール)	実測 (ヘクター ル)	面積実測 (ヘクター ル)		
秋田市		飯島	古道下川 端	217番74	4,846	0.4846	0.4846	0.4846	飛砂の 防備	指定理 由の消 滅

(関係図面は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課、秋田県秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

森林の所在場所					全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の 目的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台帳 (平方メ ートル)	実測 (ヘクタ ール)	実測 (ヘクター ル)	面積実測 (ヘクター ル)		
秋田市		飯島	古道下川 端	217番74	4,846	0.4846	0.4846	0.4846	公衆の 保健	指定理 由の消 滅

(関係図面は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課、秋田県秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)